

造材規準書

1 一般

1-1 趣旨

- 1 道有林野事業では、森林の公益的機能の維持向上を目的とした森林施業を推進している。そのため、立木及び集積材の造材作業は、現場周辺の自然環境や地域住民の生活環境に配慮し、森林の公益的機能の更なる発揮に寄与するものでなければならない。
このことから、「造材規準書」を制定し、健全な森林の育成と安全かつ適正な作業の実施を推進するものとする。

1-2 適用

- 1 この造材規準書は、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）が「北海道有林野の産物売払規則（昭和36年1月19日規則第9号）」及び「北海道有林野の産物売払規則の運用について（平成9年4月1日経営第30号）」に基づいて売り渡す立木及び集積材の造材作業に適用する。
- 2 契約書、造材規準書、図面又はその他これに準じて総合振興局長等が指定したもの（以下「契約図書」という。）と現地の間に相違がある場合は、買受人は総合振興局長等に確認して指示を受けなければならない。

1-3 事業着手届等

- 1 買受人は、「入林者名簿」を別に定める様式を標準として、総合振興局長等に提出しなければならない。
また、林野使用位置図等を総合振興局長等に提出しなければならない。

1-4 作業体制等の表示 全文削除

1-5 検査（確認を含む）及び立会等

- 1 総合振興局長等は、作業が契約図書どおりに行われているかどうかの確認をするために、作業現場に立ち入り、若しくは立会し、又は必要に応じて資料の提出を請求できるものとし、買受人はこれに応じなければならない。

1-6 跡地検査

- 1 買受人は、買受物件の搬出を完了した後、速やかに総合振興局長等に報告しなければならない。
- 2 総合振興局長等は、搬出期限が経過したとき、又は買受人から搬出済報告があったときは、跡地検査に先立って買受人に対して跡地検査日を通知するものとする。
- 3 買受人は、総合振興局長等が行う跡地検査に立ち合わなければならない。また、正当な理由なしに跡地検査に立ち合わなかったときは、検査結果に対して異議を申し立てることができないものとする。
- 4 検査は次の各号に掲げる内容について行うものとする。
 - (1) 誤伐等の有無及びその状態
 - (2) 林産物等の被害の状態
 - (3) その他必要と認められる事項

1-7 使用人等の管理

- 1 買受人は、使用人（下請負者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等について適正な労働条件を確保しなければならない。
- 2 買受人は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、作業が適正に遂行されるように管理及び監督をしなければならない。

1-8 作業中の安全確保

- 1 買受人は、作業中、総合振興局長等の承諾及び施設管理者の許可なくして、流水及び交通の支障となるような行為をしてはならない。
- 2 買受人は、気象情報などに注意を払い、豪雨、出水、その他天災に対して常に防災体制を確立しておかななければならない。
- 3 買受人は、作業現場が隣接している場合は、業者間の安全作業に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うものとする。
- 4 買受人は、作業箇所を所管する警察署、道路管理者、河川管理者、労働基準監督署等の関係機関と緊密な連絡を取り、作業中の安全を確保しなければならない。
- 5 買受人は、作業中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
- 6 買受人は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとする。

- 7 買受人は、作業にあたっては、作業標識等を設置するものとし、その設置基準については「4-2作業標識板等の設置」によるものとする。
- 8 狩猟期間中の安全対策に万全を期すこと。
- 1-9 火災の防止
 - 1 買受人は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
 - 2 買受人は、ガソリン等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 1-10 事故報告
 - 1 買受人は、労働災害等が発生した場合には、直ちに総合振興局長等及び労働基準監督署等に通知しなければならない。
- 1-11 環境対策
 - 1 買受人は、法令及び条例並びに契約図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、運材作業等の実施段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
 - 2 買受人は、環境への悪影響が予知され又は発生した場合、及び希少な野生生物を発見した場合は、総合振興局長等に報告し指示に従わなければならない。
 - 3 総合振興局長等は、周辺に生息する希少な野生生物や下流域における水産資源等に悪影響のおそれがあると判断した場合は、買受人に対して作業の中止を求めることができる。
- 1-12 官公庁等への手続き等
 - 1 買受人は、作業期間中、関係官公庁及びその他関係機関との連絡を保たなければならない。
 - 2 買受人は、造材作業に当たり買受人の責任と費用負担において、法令、条例又は契約図書の定めにより、関係官公庁及びその他関係機関に届出等の必要な措置をとらなければならない。ただし、これによることが困難な場合は総合振興局長等の指示を受けなければならない。
 - 3 買受人は、運材作業に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。買受人は、地元関係者から作業の実施に関して苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 1-13 保険の付保及び事故の補償
 - 1 買受人は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
 - 2 買受人は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
 - 3 買受人は、下請けを含む雇用労働者に必要な林業退職金共済証紙を購入し、総合振興局長等に対し、その掛金収納書（写し）を提出しなければならない。
 - 4 買受人は、狩猟による銃の使用に鑑み、現場に残置した林業機械等の破損や故障等に対応するため、車両保険（動産総合保険等）に加入するよう努めるものとする。
- 2 造材
 - 2-1 土場の作設、使用 全文削除
 - 2-2 集材路の作設 全文削除
 - 2-3 立木の伐倒 全文削除
 - 2-4 集材 全文削除
 - 2-5 支障木等
 - 1 買受人は、土場及び林道等の使用において、買い受け物件以外の立木及びその他林産物（以下「支障木等」という。）が事業着手前に作業の支障となることが予見できる場合は、別に定める様式を標準とし、あらかじめ総合振興局長に届け出し、その指示を受けなければならない。
 - 2 買受人は、作業中に支障木の発生を予見できた場合、または作業中に労働安全上やむを得ず支障木等を発生させた場合は、あらかじめ総合振興局長等が指示する措置を講じた後、別に定める様式を標準としてその内容を取りまとめたうえで、総合振興局長等が指示する期限までに届け出なければならない。
 - 3 総合振興局長等は、第1項及び2項の届け出を受けたときは、速やかに現地を調査し支障木等の認定を行うものとする。
 - 4 買受人は、認定された支障木等を総合振興局長等の指定するところにより買い受けなければならない。また、認定されなかった立木及びその他林産物については、総合振興局長等の指定するところによりこれを賠償しなければならない。
- 2-6 主伐地における売買物件の搬出 全文削除
- 3 運材

3-1 道路の使用

- 1 買受人は、降雨や融雪等により路盤が軟弱になっている場合は運材を中止し、道路の崩壊や土砂の流出を防ぐよう努めなければならない。
- 2 買受人は、林道等の除雪を行う場合は、路肩、側溝、路盤その他施設を破損してはならない。
- 3 買受人は、集材又は運材等によって林道等の路肩、側溝、路盤その他施設を破損した場合は、買受人の責任と費用負担において、これを修復しなければならない。
- 4 買受人は、道路交通法及び関係法令を遵守しなければならない。

4 その他

4-1 跡片付け

- 1 買受人は、買受人の責任と費用負担において、一切の買受人の機器、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去しなければならない。

4-2 作業標識板等の設置

- 1 買受人は、造材現場に通じる林道、作業道の入口及び造材現場の見やすい所に作業標識板及び労働安全旗を設置するものとする。

4-3 保安林内作業許可標識の設置 全文削除

4-4 林道等ゲートの施錠

- 1 買受人は、森林内で作業を行う場合は、当該作業箇所に通じる林道等のゲートを施錠するものとする。

4-5 その他

- 1 買受人は、林班界標、境界標等を破損、移設してはならない。ただし、作業上、移設を必要とする場合は、総合振興局長等の指示に従わなければならない。
- 2 買受人は、林班界標、境界標等を破損した場合は、買受人の責任と費用負担において、これを修復しなければならない。
- 3 買受人は、総合振興局長等が使用する調査用スプレーと同系色のものを道有林野内で使用してはならない。

—〇〇林班造材現場（入口）—
造材期間：自 元号〇年〇月〇日
至 元号〇年〇月〇日
会社名：〇〇林産協同組合
現場責任者：北海 太郎